

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

<p>路線名</p>	<p>鴻巣桶川さいたま線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北本市二ツ家三丁目二八番一地先から同市二ツ家三丁目一五二番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年八月十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成十九年三月二十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一〇五・一八メートル</p>